

中古住宅流通支援事業費補助金

一定の条件を満たす中古住宅を購入する方に利子の一部相当額を補助します

●支援内容・要件等

	移住・新婚・子育て世帯	一般世帯
補助金額※1	最大 40 万円	最大 30 万円
募集戸数	25 戸	
住宅ローン 対象額	1,500 万円	
補助対象 利率	0.4%	
対象者	自ら居住するために中古住宅を購入した、所得が 1,200 万円以下の方	
対象住宅	以下の項目 <u>全て</u> に該当する住宅 ○所有権移転日及び引渡し日のいずれもが令和7年3月1日以降の住宅 ○完成後2年超の住宅又は居住実績がある住宅 ○国土交通大臣の指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人の取り扱う <u>既存住宅売買瑕疵保険</u> に加入 又は <u>住宅瑕疵担保責任保険の保険期間中</u> ※2である住宅	
補助要件	住宅の購入費を対象とした、返済期間が 10 年以上 50 年以内の住宅ローンを金融機関と契約すること	

※1 住宅ローンの利子補給額の一部を一括補助

※2 転売特約等により補助金を受けようとする者が購入した以降も保証を受けることができるものに限る

移住世帯	令和2年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において婚姻した日から5年以内である世帯
子育て世帯	平成19年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定を含む)

●募集期間・申請窓口

募集期間:令和7年4月7日(月)～令和8年2月27日(金)【先着】

申請方法:上記募集期間内に住宅ローン契約、住民票などの必要書類を準備の上、
下記申請窓口に申請

※募集期間内に住民票の異動が必要

申請窓口:中古住宅の所在地を所管する総合支庁建設部建築課

村山:TEL 023-621-8287 最上:TEL 0233-29-1420

置賜:TEL 0238-26-6091 庄内:TEL 0235-66-5640

●問合せ先 023-630-2154

山形県 県土整備部 建築住宅課 住宅対策担当

制度の詳細な内容はこちら⇒



住宅リフォーム支援

自分が住む住宅をリフォームする場合に、市町村が窓口となり、市町村と県が協調して支援します。

- 市町村によって、募集期間や補助率・補助金額、条件が異なる場合がありますので、詳細は住宅の所在地の市町村へお問い合わせください。

●基本的な支援内容・要件等

	移住・新婚・子育て世帯	一般世帯
補助金額	上限 30 万円 (工事費の 20%)	上限 24 万円 (工事費の 1/3)
施工者	施工者が県内に本店又は事務所を有する大工・工務店であること	
要件工事	以下のいずれか一つ以上を含み基準点が10点以上となる工事 ①寒さ対策・断熱化(断熱サッシ設置、断熱材設置など) ②バリアフリー化(居室や移動経路の段差解消、手すり設置など) ③克雪化(雪止め設置、融雪設備設置など) ④県産木材使用	
補助対象工事費	要件工事と一緒に行うリフォーム工事の工事費総額※	

※ 一部対象外となる工事があります（物置やカーポートの新設、造園工事など）

移住世帯	令和2年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において婚姻した日から5年以内である世帯
子育て世帯	平成19年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定を含む)

●申請・問合せ先
住宅の所在地の市町村

制度の詳細な内容は[こちら](#)⇒



住宅の地震対策支援（耐震改修・減災対策）

山形県では、地震による住宅倒壊から『命を守るため』に
現行基準を満たしていない住宅の改修を行う方に対して補助金を交付します。

●支援金額・要件等

地震から命を守る住宅の安全対策は、
ご自宅の状況に合わせて実施できる補助制度を設けておりますので、地震前の対策を進めましょう。

※補助金額、補助率、条件等は市町村により異なります。
※lw：震度6の地震に対する建物の耐震性を示す指標。

耐震改修	補助金額	最大120万円 ※上限額・補助率は市町村の補助制度による ※住宅リフォーム支援補助と併用可能
	補助対象工事	耐震診断の結果に基づき、 住宅全体の耐震評点をlw=1.0以上とする耐震改修
	補助要件	耐震診断で耐震性がない住宅 ※あらかじめ耐震診断を受ける必要があります ※市町村によっては耐震診断への補助があります
	募集戸数	40戸

～このような方は **耐震改修** がおすすめです！～

✓住宅全体の耐震性を高めたい ✓地震による住宅倒壊を防ぎたい
✓住み慣れた住まいで今後も生活したい ✓省エネ等改修も一緒に行いたい



接合部の金物補強 基礎の補強 筋交いによる補強 構造用合板による補強

減災対策	補助金額	最大30万円 ※上限額・補助率は市町村の補助制度による ※住宅リフォーム支援補助と併用可能
	補助対象工事	(1) 簡易耐震改修 耐震診断の結果に基づき、 住宅全体の耐震評点をlw=0.7～1.0未満とする耐震改修 ※改修前耐震評点がlw=0.7未満のものに限る (2) 部分耐震改修 ①居室等1室の強度を必要強度の1.5倍とする部分改修 ②1階のみ耐震評点をlw=1.0以上とする部分改修 ※上記2項目は、改修後の住宅全体の耐震評点が、 改修前の耐震評点を下回らないものに限る ③屋根・2階以上等の重量軽減 (3) 防災ベッド又は耐震シェルターの設置 ※選定する製品によって設置場所が限定される場合があります
	補助要件	耐震診断で耐震性がない住宅 ※(2)③及び(3)(S56以前の住宅に限る)を除き、 あらかじめ耐震診断を受ける必要があります ※市町村によっては耐震診断への補助があります
	募集戸数	50戸

～このような方は **減災対策** がおすすめです！～

✓手軽に地震対策を実施したい ✓古い住宅の改修にお金をかけたくない
✓高齢の親の家の耐震性が気になる ✓地震が来たらすぐ逃げられるか心配
✓よく使う部屋の安全性を確保したい ✓寝たきりの家族の避難に不安がある



防災ベッド▶ シェルター内部 ◀耐震シェルター

防災学習館ではこちらの製品もご覧いただけます

防災ベッド・耐震シェルター実物展示中！

(村山) 東根市西部防災センター (最上) 新庄市民プラザ
(置賜) 高畠町役場 (庄内) 山形県防災学習館（三川町）

※防災ベッドの実物を各会場、期間限定でご覧いただけます
庄内会場のみ、防災ベッド・耐震シェルターともに常設展示しております
※村山地区で見学希望の場合は施設の開館時間を東根市（0237-42-1111）にご確認ください
詳細はこちらをご覧ください⇒



●募集・手続き・窓口

【募集期間】令和7年4月から 【申請窓口】住宅が所在する市町村の住宅関係支援制度担当課
※市町村により開始時期、募集方法(先着、抽選)が異なるため、
詳細は各市町村担当窓口へお問い合わせください

●問合せ先

山形県 県土整備部 建築住宅課
建築安全推進担当 023-630-2640
耐震対策の詳しい内容はこちら⇒



支援情報は
「タテッカーナ」から検索⇒



がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等からの移転を行う方に補助金を交付します。

事業対象住宅（危険住宅）

次の(1)～(3)のいずれかに該当する区域内にある既存不適格住宅※

※ 「既存不適格住宅」とは、区域が指定された際に、その区域に存する住宅、または建築工事中であった住宅をいいます。

※ 次のような場合は原則として対象としません。

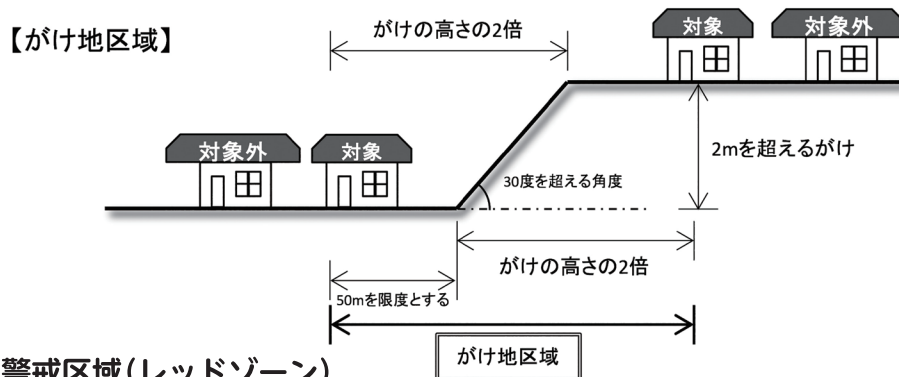
- ①住宅部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの
- ②企業等が所有している社宅、寮等

(1) 災害危険区域

(急傾斜地崩壊危険区域及び個別指定区域(地すべり、山崩れ、がけ崩れ))

(2) がけ地区域

(以下の区域内の危険住宅で昭和47年12月以前に建築されたもの)



(3) 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

助成の内容

金額は令和6年度時点のもの

	補助対象	補助金の限度額
除却等費	危険住宅の除却等に要する費用	1戸あたり 97万5千円+除却費 [引越費用等 97万5千円 除却費用 3万2千円/㎡]
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)に要する資金を金融機関等から借入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用	1戸あたり 421万円 [建物 325万円 土地 96万円]

※移転を行う前年度の8月頃までに市町村担当課との事前協議を行う必要があります。

※補助対象住宅の除却等や移転先住宅の建設又は購入については、補助を受ける年度内に完了させる必要があります。

※建物助成費のみの補助は受けられません。

※住宅を新築する場合は、省エネ基準に適合するものが対象となります。

●問合せ先

補助制度の有無はお住まいの市町村担当課にお問い合わせください。

・各市町村担当課 ・山形県 県土整備部 建築住宅課 建築安全推進担当 023-630-2640